

# 大阪府酪農・肉用牛生産近代化計画（案）の策定について

国は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和29年法律第182号）に基づき、酪農、肉用牛生産の健全な発展と牛乳・乳製品、牛肉の安定供給に向けた取組や施策の方向性を示す「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定して、概ね5年毎に見直しを行っています。この方針を受けて、都道府県は「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を策定することになっています。令和7年4月、国が令和7年度から12年度を計画期間とする基本方針を策定したことを受け、府の計画を見直し策定します。

## 大阪府酪農・肉用牛生産近代化計画（案）の概要

大阪府の酪農・肉用牛生産は大消費地を背景とし、都市近郊の有利性を生かした典型的な都市畜産として発展してきました。しかしながら、近年は、都市化の進展により営農環境が整わなくなったことや高齢化と後継者不足等による離農が進み、酪農及び肉用牛の生産経営にとって厳しい状況となっています。

このような状況の中、府内の酪農及び肉用牛生産の安定的発展を図るため、次の方針に基づいて、府民に理解される畜産の確立を目指します。

### 【生産基盤強化のための取組】

#### （1）担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

- ・高齢化や労働者不足による労働負担超過による離農を減らすため、ICTの活用を進め省力化を目指した機械の導入や施設・設備の整備を検討します。
- ・離農により使用されなくなった空き牛舎等の既存施設を利用し、新規就農者の確保を図ります。

#### （2）乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

- ・乳牛の能力向上を図るため、性別別精液を利用し、優良な乳用後継牛の普及に努めます。
- ・府内肉用牛経営体は肥育中心であるため、酪農経営体における和牛受精卵移植を推進し、肉用子牛の生産を進めます。

### (3) 畜産環境対策

- ・環境問題解決に向けて関係機関等と連携・協力を図ります。
- ・家畜堆肥の利用を進め、資源循環型畜産の推進に努めます。

### (4) 国産飼料生産基盤の確立

- ・食品事業者等から排出される食品残さを有効活用したエコフィードの利用や国産粗飼料の生産や地域流通を推進し、輸入飼料に依存しない畜産の確立を図ります。

## 【持続的な発展のための対応】

### (1) 災害に強い畜産経営の確立

- ・災害発生に備えた設備整備を進め、関係団体等との連絡体制の構築を図ります。

### (2) 家畜衛生対策の充実・強化

- ・飼養衛生管理の徹底により疾病の発生及びまん延防止を図ることを目的とした飼養衛生管理指導等計画に沿って、生産者の衛生管理意識や技術の向上を図ります。

### (3) 安全な畜産物を通じた消費者の信頼確保

- ・飼料・動物用医薬品の適正使用について、安全・安心な畜産物を消費者に提供するため、生産者や診療獣医師に周知・指導を行います。
- ・持続的な畜産の実現に向け令和6年10月に創設した「OSAKAサステナブル畜産認証制度」を始め、府内畜産物の需要拡大を図るとともに畜産物への理解を促すため、PRツール等を用いて消費者に向けて情報発信を行います。

## 【畜産クラスターの取組み等による畜産と地域の活性化】

府内の畜産の生産基盤を強化し、地域ぐるみで酪農及び肉用牛の収益性を向上させるため、畜産農家と行政、関係団体、メーカー、研究機関等の関係者が結集・連携し、「畜産クラスター」の取組等を推進します。